

老人保健法のあらまし

医療を除く保健事業

老人の病気は慢性的なものが多く、いつまでも健康を保つためには、壮年時代からの健康管理が大切です。

このため四十歳以上の市民を対象に予防から機能回復訓練まで一貫したきめ細かい健康管理をいたします。

(1) 健康手帳の交付

七十歳以上の人及び六十五歳以上の寝たきり状態の人には健康手帳が交付され、これ

によって診療を受けます。

四十歳以上の人でも、健康管理上必要と認められる人、希望する人には交付されます。

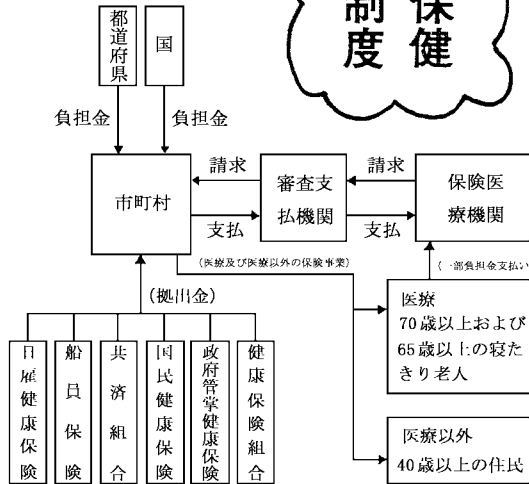
(2) 健康教室

四十歳以上の人とその家族を対象に医師、保健婦、栄養士などを講師として、保健学級が開かれます。

(3) 健康相談

四十歳以上の人及びその家族を対象に、健康相談室を開き、心身の健康に必要な指導助言を行い、老後の健康に役立ちます。

老人保健の制度



資格の取得と手続きについて

こんなとき	手続き	いつまで
70歳になるとき	保険証を添えて保健環境課又は、各出張所に届け出下さい。	70歳の誕生日までに
転入してきたとき	保険証を添えて保健環境課又は、各出張所に届け出下さい。	14日以内に
転出するとき	健康手帳を添えて保健環境課又は各出張所に届け出下さい。	転出する前に
死亡のとき	資格取得者が死亡した場合は、家族の方が、死亡した者の健康手帳を添えて保健環境課又は、各出張所に届け出下さい。	14日以内に
市内で居住地を変更したとき	保健環境課又は、各出張所に届け出下さい。	14日以内に
加入資格を失ったとき	生活保護を受けるようになり、加入資格を失ったときは、健康手帳を添えて保健環境課又は、各出張所に届け出下さい。	すみやかに
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	国民年金証書又は、医師の診断書及び保険証を添えて保健環境課に認定の申請をして下さい。	すみやかに
すでに65歳以上70歳まで寝たきりの状態にあるとき	国民年金証書又は、医師の診断書及び保険証を添えて保健環境課に届け出下さい。	なるべく早く

(4) 健康診断

成人病の早期発見や予防のため循環器とガンを中心に、年一回行われます。

子宮ガン検診は、三十歳から受けられます。

(5) 機能訓練

脳卒中やリウマチ症で、からだに不自由になったり、機能が低下している四十歳以上の人に機能の維持回復をはかるため訓練を行います。

(6) 訪問指導

ねたきり老人の届出を

老人保健法が二月一日から

四十歳以上で寝たきりの状態にある人に対して、保健婦などが訪問して、療養の方法や看護の方法などの指導を行います。

なお、左表のような場合は市役所保健環境課(☎)一一一(内二四六)までお申し出下さい。

このような障害の方は、保健環境課へお申し出下さい。

施行されますが、法令に定められた障害のある方は、六十五歳からでも健康手帳交付の対象となり、医療が受けられることとなります。

これには法令に定める程度の障害(ねたきりの状態或いは国民年金法による一・二級の該当者)の状態にある旨の市長の認定を受けなければなりません。